

不正論文取り扱い規約

1. 本規約の目的

誤解・誤謬による不正論文の投稿防止を目的とする。そのために、投稿者は日本集中治療医学会雑誌投稿規定を遵守し、本不正論文取り扱い規約も遵守することが求められる。

2. 不正論文の定義

不正論文とは、査読審査によって盗用（盗作）、重複投稿、類似投稿、あるいは捏造の事実が確定した論文を指す。既に掲載された論文についてもこの事実が立証された場合は、不正論文とする。

1) 盗用（あるいは盗作）

- (1) 既出論文から断りなく、研究データや文章および図表を写し取り論文を著述した場合を言う。
- (2) 既出版の論文には、当該著者による出版物で引用の記載がないものも含まれる。

2) 重複投稿 (double publication)

- (1) 論文の主要な部分が、他誌に投稿中あるいは出版・公表された論文としての引用記載がなく、同一内容である場合を言う。ただし、不採用が正式に決定された後の他誌への投稿は重複投稿にはならない。なお、他誌とは和文誌欧文誌を問わず、言語も問わない。
- (2) 既掲載誌の編集委員会が本誌への掲載を書面により承諾し、本誌編集委員会が掲載を了承した場合は重複投稿とはしない。

3) 類似投稿 (redundant publication)

- (1) 他誌に投稿中、あるいは出版・公表された論文として引用記載がなく、異なる解釈をして新たに作成した論文、あるいは新たなデータを追加して同様あるいは異なる結論を導いた論文を言う。なお、他誌とは和文誌欧文誌を問わず、言語も問わない。
- (2) 他誌投稿中、あるいは出版・公表された論文を引用した上で、同一対象（症例等）に対して新仮説をたて、別の手法で解析をして新たな結論を導いた論文は類似投稿にはあたらない。ただし、その掲載の可否は編集委員会で審議決定する。

4) 捏造

- (1) 研究結果や観察内容が恣意的に変更あるいは拵えられた場合を言う。

3. 不正論文の審査

- 1) 編集委員会は不正事実の疑いのある論文に対して、理事会に審査することを伝え、必要かつ十分な審議を行う。
- 2) 編集委員会は不正事実の有無審議のために必要に応じて著者に必要資料の提出を求め、聞き取り調査を行うことができる。
- 3) 編集委員会は必要に応じ、関連領域の専門家に不正論文か否かの鑑定を依頼できる。
- 4) 編集委員会の審議により不正事実が客観的に立証されるか、著者が資料提出あるいは聞き取り調査に応じない場合は、論文既掲載の場合は不正論文とする旨、未掲載の場合は不正論文かつ不採用とする旨を著者に通知する。著者には釈明および弁明の機会を与える。
- 5) 著者の釈明および弁明が妥当性のある場合には不正論文とせず、妥当性を欠くと客観的に判断された場合には、編集委員会は当該論文を不正論文として対処する。
- 6) 未掲載論文で著者の誤解、あるいは誤謬によって起こった不正類似の事実に対しては、厳重な注意とともに必要な修正を求める。

4. 不正論文の処分

編集委員会は、不正論文に対する下記の処分を担当理事を通じて理事会に上申し、処分に関する承認を得る。

1) 不正論文が既掲載の場合

下記の内容を機関誌に公告する

- (1) 著者全員の名前、施設名、論文名、不正行為の内容、処分の内容
- (2) 当該論文の抹消（引用してはならないことを含む）
- (3) 著者全員の処分決定日から向こう3年間の本誌への投稿禁止
- (4) 処分内容の著者全員への通知

2) 不正論文が未掲載の場合

下記の内容を機関誌に公告する

- (1) 不正行為の内容、処分の内容
- (2) 不採用とする
- (3) 著者全員の処分決定日から向こう3年間の本誌への投稿禁止
- (4) 処分内容の著者全員への通知

5. 本規約の改訂

- 1) 本規約の改訂は、編集委員会委員会審議の後、理事会の承認を得る。

平成10年 4月22日 制定
平成13年 5月18日 改訂
平成14年 1月11日 改訂
平成22年 1月15日 改訂